令和8年3月

高額療養費制度の自己負担区分（限度額適用認定証の適用区分）を確認する方法

自己負担区分とは

高額療養費制度では、医療機関の窓口で支払う医療費には「1か月あたりの自己負担の上限額」が定められています。
この上限額を決めるために設定されているのが、
「自己負担区分（限度額適用認定証の適用区分）」です。
自己負担区分は、主に世帯の所得水準（住民税課税区分）によって決まり、区分の名称は「ア・イ・ウ、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」など、加入している健康保険（協会けんぽ・健保組合・国保等）によって異なります。

自己負担区分の調べ方

① マイナンバーカードを健康保険証として登録している場合（マイナ保険証）

スマートフォンで マイナポータル
→「健康保険証」…**a**
→「限度額適用認定証関連の情報」…**b**
を開くと確認できます。

a

b

（表示されない場合は、保険者での認定手続きが必要です）

② マイナ保険証を使っていない場合（紙の健康保険証の場合）

加入している健康保険から発行される「限度額適用認定証」の記載を確認するか、保険者（協会けんぽ・健保組合・国保等）にお問い合わせください。

③ 医療機関で確認される場合（マイナ保険証利用時）

医療機関でマイナ保険証を利用すると、オンライン資格確認により、医療機関側では限度額の適用区分の確認がされます。
必要に応じて、ご自身で医療機関にご確認ください。
（医療機関によって対応状況は異なります）

お問い合わせ先

▷高額療養費制度・自己負担区分・確認方法等について
ご加入の健康保険（協会けんぽ・各健保組合・市町村国保等）までお問い合わせください。

▷その他　石川県健康推進課難病対策グループ　　電話：076-225-1448